



平成 21 年 12 月 29 日
 カブドットコム証券株式会社
 (コード番号:8703 東証1部)
 代表執行役社長 齋藤 正勝

「注文制限値幅自動値段調整機能」に関する特許権取得のお知らせ

～新たに注文発注機能に関連する特許権を取得、保有特許はオンライン証券最多の9件に～

カブドットコム証券株式会社は、当社が提供している機能の1つである「注文制限値幅自動値段調整機能」の技術について、特許権(特許第4420384号)を取得いたしました。

本特許の取得により、当社の保有する特許は、オンライン専門証券会社として最多の9件となりました。(当社調べ)

特許権の概要

特許第4420384号「金融商品の売買注文の注文内容自動訂正システム及び金融商品の売買注文の注文内容自動訂正方法」

本特許は、当社がお客さまに株式注文の発注時における機能として提供している「注文制限値幅自動値段調整機能」を実現するための技術に関する特許です。

「注文制限値幅自動値段調整機能」とは

値幅制限(ストップ高・安)超又は未満の指値注文の場合、市場で受付けることが出来ないため、市場に発注することが出来ません。しかし、「注文制限値幅自動値段調整機能」を設定しておくことで、発注時に自動的に値幅を計算し、市場に発注可能な値幅制限いっぱい(指値)に調整して、その注文を発注します。この機能を利用すれば、現在値よりも大きくかけ離れ、発注出来なくなってしまう指値注文も、常に値幅制限いっぱい(指値)として注文可能となります(「注文制限値幅自動値段調整機能」が設定された注文も、従来同様、3週間先まで注文期間指定が可能)。

同機能を設定しておくことで、常に前日基準値をもとに、翌日の繰越時に自動調整されますので、発注した指値が、注文期間中に値が動き、実勢価格と大きくかけ離れてしまうのを防ぐことが可能です。

この「注文制限値幅自動値段調整機能」は、特に「逆指値」や「W指値[®]」等の自動売買ご利用時に威力を発揮します。また、注文時にこの「注文制限値幅自動値段調整機能」を使用するかしないかを、お客さまご自身で選択していただくことができます。

<当社株式注文発注画面 執行条件部分抜粋>

○ 成行 ▼

○ 指値 ▼ 円 ▲ ▼ (制限値幅: 72,500円～ 92,500円)

自動売買

執行条件

逆指値 W指値 土指値 トレーリングストップ 自動最良執行注文 時間指定注文

○ 逆指値(ストップロス)

株価 ▼ が 円 以上 ▼ になったら

○ 成行 ○ 指値 ▼ 円

制限値幅エラー時に指値を制限値幅内に自動調整

当社の知的財産権についての考え方

当社は、開業当初より自社開発でオンライン取引システムを開発してきた我が国随一のオンライン証券会社であり、これまでにさまざまな新技術を活用した先駆的なサービスを提供してきております。当社のこのようなサービスを支えるシステムは、お客さまからの様々なご要望にお答えするために生まれたアイデアに、当社のシステム技術が融合することにより誕生したもので、新規性・実用性の観点から潜在的に価値の高い技術資産であると考えています。このような技術にかかると当社の無形資産については、特許権という形で企業の資産であることを明確化できるように特許出願を積極的に行い、企業価値の向上に結び付けていきたいと考えております。

<参考> 当社の取得する特許

注文発注に関連する特許(自動売買等)

特許登録番号	特許権の概要
特許第 3734168 号	発注時点ではまだ確定していない値である始値を監視して、条件付注文における発注の条件と指値を確定した価格を基準に自動設定するシステム及び方法
特許第 3754009 号	発注時点ではまだ確定していない他の注文の約定価格等を監視して、W 指値®注文における訂正条件と指値を自動設定するシステム及び方法
特許第 3875206 号	当社の逆指値注文をはじめとする自動売買を実現するために用いられる、売買注文を発注するタイミングを制御するための売買注文の自動発注装置及び方法
特許第 3966475 号	SLAサービス(機械的に注文・約定をモニタリングし、最良執行義務を精査するシステム)を実現するための方法
特許第 4076512 号	条件付注文における発注条件をマーケットの状況に対応して自動的に設定する技術に関する特許権で、±指値(プラマイさしね®)の一部の機能を実現するためのシステム及び方法
特許第 4132069 号	Uターン注文の発注で第1の注文の約定価格を基準として、第2の注文をW指値®注文として発注するシステム
特許第 4420384 号	注文制限値幅自動値段調整機能を実現させるためのシステム及び方法

証券仲介に関連する特許(三菱東京 UFJ 銀行との共同特許)

特許登録番号	特許権の概要
特許第 3719711 号	金融商品仲介業等2つの事業者により運用されるコールセンター間において、顧客が電話をかけ直すことなく、コールセンター間の通話を可能にする中継方法
特許第 3916242 号	本人確認書類を提出することなく口座の開設が可能であり、口座開設後には他社のシステムから証券会社のオンラインシステムに自動ログインが可能な証券取引口座の開設方法及びシステム

上記のとおり、当社は自動売買等注文発注に関する特許を7件取得しております。

東京証券取引所の次世代システム「arrowhead」(アローヘッド)が2010年1月4日(月)より稼働し、売買システムの大幅な高速化が図られますが、このようなスピードの重要性が増す取引環境においては、あらかじめ指定された株価等を当社にてリアルタイムで監視し、条件に達すると即座に発注等が行われる自動売買については、スピードが重視される取引環境においても素早く臨機応変な取引が可能となることから自動売買等の注文発注に関連する特許等は、今後益々重要性が増してくるものと考えております。

証券投資は、価格の変動、金利の変動、為替の変動等により投資元本を割り込む恐れがあります。自動売買を含むすべてのご注文は、必ず約定するものではありません。お取引の際は、目論見書、約款・規程集及び契約締結前交付書面等をよくお読みいただき、商品特性やリスク及びお取引ルール等をよくご理解の上、ご自身のご判断で無理のない資産運用を行ってください。

各商品等へのご投資には、各商品毎に所定の手数料等が必要です。詳しくは当社の手数料ご案内ページ (<http://kabu.com/cost/>) 等をご参照ください。手数料には消費税が含まれています。

信用取引、先物オプション取引は、保証金や証拠金以上のお取引が可能であるため、保証金や保証金を超える大きな損失を被ることがあります。また、取引期限があり取引期限を越えてのお取引はできません。お取引に際しては、信用取引、先物オプション取引の契約締結前交付書面をよくお読みいただき、商品特性やお取引ルール等をよくご理解の上、ご自身のご判断で無理のない資産運用を行ってください。

掲載情報は2009年12月29日現在のものです。詳細および最新情報は当社ホームページ (<http://kabu.com/>) にてご確認ください

【金融商品取引業者登録: 関東財務局長(金商)第61号】

【銀行代理業許可: 関東財務局長(銀代)第8号】

【加入協会: 日本証券業協会・金融先物取引業協会】

<本件に関するお客さまからのお問い合わせ先>
お客さまサポートセンター TEL:0120-390-390

<本件に関する報道関係からのお問い合わせ先>
担当:専務執行役経営管理部長 雨宮 猛 TEL:03-3551-5111

わたしたちはMUFGです。 